

令和元年度第 1 回
千葉県青少年問題協議会
議事録

令和元年度第 1 回

千葉県青少年問題協議会

- 日 時 令和元年 9 月 3 日（火）午後 2 時から 4 時まで
- 場 所 千葉県庁本庁舎 5 階大会議室
- 出席者数 33 名
- 出席委員 貞廣齋子委員、嶋崎政男委員、上條理恵委員、萩原博委員、
中村実委員、村上真悠子委員、岡部成行委員、川村英雄委員、
黒坂典雄委員、三部ミヨ子委員
- 県出席者 学事課：石井悠介主事、健康福祉指導課：青山貴顕主査、
健康づくり支援課：千代田優基自殺対策班長、高橋希主査、
児童家庭課：鈴木麗子主幹、子育て支援課：齊藤一実主事、
越川和弥主事、障害者福祉推進課：中島良樹副主幹、
県民生活・文化課：木村小絵子課長、
松岡千秋子ども・若者育成支援室長、石井督洋県民活動推進班長、
雇用労働課：後藤宜夫副主幹、教育庁教育政策課：渡邊嘉三副主幹、
教育庁財務課：野上慎司育英班長、高橋悠悟副主査、
教育庁生涯学習課：朝倉真一主査、教育庁学習指導課：青木利雄指導主事、
教育庁児童生徒課：増田智秀指導主事、重栖充暁指導主事、
教育庁学校安全保健課：江澤直彦指導主事、
子どもと親のサポートセンター：高原敬介研究指導主事、
県警生活安全総務課：岩立順子課長補佐、県警少年課：遠藤智子企画係長

議題等次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ （富塚環境生活部長）
- 3 議 事
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 第 3 次千葉県青少年総合プランの平成 30 年度事業に係る評価について
- 4 報告事項
青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）について
- 5 その他
- 6 閉 会

～ 会議の成立 ～

【司会】

会議の成立について御報告いたします。

本日は、全委員 12 名のうち 10 名の御出席をいただいております。委員の過半数を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 2 項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

～ あいさつ ～

【司会】

それでは会議に先立ちまして、富塚環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

【環境生活部長】

(あいさつ)

～ 新委員紹介 ～

【司会】

今回、2月1日に委員の改選がございました。

委員の改選につきましては、県のガイドラインに基づいて、12名の皆様に委嘱をさせていただいたところでございます。

新たに5名の委員の方にも委嘱をさせていただいたこともございますので、改めまして本日ご出席の委員の皆様に、自己紹介をお願いしたいと思います。貞廣委員からお願いいたします。

なお、諸富委員、宮川委員につきましては、所用のため本日御欠席との連絡をいただいております。

富塚部長につきましては所用のため、ここで退席させていただきます。

～ 議事録署名人の指名について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 1 項の規定により、会長が行うこととなっておりますが、会長が選出されるまで事務局が行うということでよろしいでしょうか。

はじめに、本会議の議事録署名人を決めたいと思います。議事録署名人は、事務局から指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、萩原委員と川村委員にお願いしてよろしいでしょうか。

(了承)
ありがとうございます。お二方、よろしくお願ひいたします。

～ 議事（１）会長及び副会長の選出について ～

【司会】

それでは、議事（１）の「会長及び副会長の選出について」に進みます。青少年問題協議会の会長及び副会長につきましては、千葉県行政組織条例第 30 条第 1 項の規定により、委員の互選により選出することとされております。

では、初めに会長職ですが、いかがいたしましょうか。

【委員】

本日初めてお目に係る方もいらっしゃると思いますので、事務局の方で御提案がありましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【司会】

事務局としましては、昨年度に引き続き、幅広くの県の附属機関の委員等を務められている千葉大学の貞廣委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【司会】

ただいま、異議なしとの声が上がりましたが、貞廣委員はお引き受けいただけますでしょうか。

(了承)

【司会】

それでは、貞廣委員に会長をお願いいたします。

貞廣会長から改めましてご挨拶をお願いいたします。

(貞廣会長あいさつ)

【司会】

貞廣会長、ありがとうございました。

以降の進行は、会長である貞廣会長をお願いいたします。

【議長】

それでは、議事に移りたいと存じますが、まず、副会長の選出を行います。いかがでしょうか。

【委員】

こちらについても、事務局の方で御提案いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

これまで、当協議会副会長は青少年団体連絡協議会の鈴木委員にお願いしておりましたので、鈴木委員の後任の黒坂委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【議長】

ただいま、副会長として黒坂委員との提案がありまして、委員の皆様からも異議なしとの声が上がりましたが、黒坂委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(了承)

それでは、黒坂副会長から一言あいさつをいただければと思います。

(黒坂副会長あいさつ)

～ 議事（2）第3次千葉県青少年総合プランの
平成30年度事業に係る評価について ～

【議長】

続きまして議事（2）「第3次千葉県青少年総合プランの平成30年度事業に係る評価について」に進みます。本日は、委員の皆様と事業担当課との意見交換を予定しています。では、概要について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

第3次千葉県青少年総合プランの概要、進行管理・評価の方法について説明いたします。お配りした資料、カラーの「第3次千葉県青少年総合プラン 概要版」をご覧ください。

当プランは、子ども・若者を取り巻く厳しい状況を踏まえ、関係機関が連携して、多様化する青少年問題に的確に対応し、千葉県の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するために策定したものです。

県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画となっています。

計画期間は平成30年度から、資料では平成表記になっておりますが、令和4年度までの5年間となっており、対象者は乳幼児期から青年期（概ね30歳未満）、施策によっては、ポスト青年期（40歳未満）までとなっております。

施策の展開としましては、資料の図に記載されているとおり、「3つの柱」のも

とに「6つの基本目標」、それらを実現するために「14の基本方策」を定めております。

14の基本方策のもとに実施する関連事業について、【資料1-1】の関連事業一覧にて評価対象年度の実施計画・予算額、実施結果・決算額、翌年度の実施計画・予算額の進行管理をしていきます。

また、3次プランからは、【資料1-2】のとおり、14の基本方策ごとに新たに設けた事業関連指標についても、その進捗状況を管理していきます。

次に第3次千葉県青少年総合プランの評価方法について説明いたします。【資料2-1】をご覧ください。

3次プランでは、全事業の中から、「関連事業の進捗に関連するもの」、「法律や制度の変更が予定されているものや社会的に大きな問題となっているもの」、「その他青少年施策の推進にあたり核となるもの」、という観点から【資料2-2】に記載の32事業を重点事業として選定しております。

重点事業については、事業担当課にて事業評価シートを作成していただき、青少年問題協議会の委員の皆さまに送付、御意見をいただきます。

御意見のあった事業の中から10事業前後を選定し、青少年問題協議会にて委員と事業担当課で意見交換を実施することとしています。

30年度の事業評価シートについては、事前に委員の皆様にご意見を伺ったところ、17事業について御意見をいただきました。

御意見及び担当課の回答は、参考資料「平成30年度事業評価シートに対する委員意見一覧」のとおりです。

本日はこの中から、【資料2-3】に記載の6事業について意見交換をお願いしたいと思います。

事務局からの説明は、以上となります。

【議長】

ただいま、【資料2-3】で本日の意見交換の対象となる6事業を列挙していただきましたが、こちら一つ一つの事業ごとに説明をいただきまして、委員の方々から御意見をいただきたいと思っております。それでは、事業番号11「道徳教育推進プロジェクト事業」について、事業の概要説明と委員の御意見への回答を教育庁学習指導課からお願いいたします。

【学習指導課】

本県では、「第2期千葉県教育振興基本計画」に基づき、千葉県道徳教育推進のための基本的な方針を策定し、「『いのち』のつながりと輝き」を主体として道徳教育を体系化し、学習内容の重点化を図るとともに、就学前から高等学校までの発達の段階に応じた、道徳教育の充実に取り組んでいます。

平成30年度は「道徳教育推進プロジェクト」として、これまで県が作成した

教材等を活用し、「考え、議論する道徳」の実際の授業展開例を小、中、高等学校ごとに映像として収録し、各授業のポイントも授業者へのインタビュー形式で収録した、「千葉県道徳教育指導用映像教材」を作成し、各学校に配布しました。また、「心の教育推進キャンペーン」では、地域や保護者に道徳の授業を公開し、授業の様子を「こころゆたかに」という冊子にまとめ、県内の各公立学校、市町村教育委員会及び、県立図書館に送付しました。このほか、特色ある道徳教育推進校における研究授業、道徳教育懇談会、道徳教育推進教師研修会、情報モラル教育研修等を行いました。

委員の御意見に対する回答を申し上げます。

まず一つ目、いじめ防止に関わる資料の充実についてですが、県では、いじめを題材にした道徳教育映像教材を作成し、道徳教育推進教師研修会等で活用を促しているところです。ただ、積極的意味でのいじめに立ち向かう態度の育成に関するものについては、まだ整理ができていない状況ですが、引き続き県として、道徳教材や指導資料の整備、道徳教育に関する優れた取組などの情報提供に努めます。また、教科化にともない使用されている小、中学校の教科書においても、各社、いじめを題材にした教材を掲載していますので、道徳科の指導力向上に係る研修の充実を図り、思いやり、相互理解、寛容だけでなく、その他の道徳の内容の授業も充実させることで、子どもたちのいじめ防止に係る資質の向上を目指します。

次に、二つ目の道徳教育の充実に関してですが、今年度、新学習指導要領や第3期千葉県教育振興基本計画策定の流れをふまえて千葉県道徳教育推進のための基本的な方針を改訂し、各学校に周知することで、教育内容の重点化を図ります。また、本県の道徳教育を一層充実させるためには、教員の指導力向上が極めて重要だと考えます。先程も申し上げましたとおり、今後も道徳科の指導力向上に向けた研修の充実を図るとともに、研究指定校による公開授業や、学校種を超えた相互の授業参加に取り組んでいきます。また、県教育委員会の高等学校訪問でも、道徳を学ぶ時間の授業参観や、授業後の研究協議会を進めていきます。

【議長】

ありがとうございました。ただいまの担当課からの概要説明・回答を踏まえて、委員の皆様、御意見等ございますでしょうか。

【委員】

今回意見交換をする6事業の中で、いじめについては、この事業にしか記載がないのでここでお伺いしますが、いじめというのは時代と共に移り変わり、時代を反映するようになってはいますが、その中で、子どもたちが持っている携帯電話がいじめに関わるようなケースもあると思います。学校は、子どもたちが携帯を持つことについて、活用する側面もありますから、持ち込ませないなどの抑制は

できないと思いますが、県の青少年総合プランの中で、学校の中での携帯電話についての考え方や、子どもたちの使い方の基準や指導等があれば教えてほしいです。

【議長】

県内の学校で指針を持っているとか、こういう指導をしているという情報があればということでもよろしいですか。

【学習指導課】

情報モラル教育という意味で、道徳科で取り扱うこともあります。実際の各学校での携帯電話の取り扱いのルールに関しては、把握していない状況です。

【議長】

個別の学校では、おそらく苦労して取り組んでいるとは思いますが、その状況を特に把握しているわけではないということですね。

委員の御意見としては、何らかの形で把握をしていただいて、県としても支援していくべきだということでしょうか。

【委員】

学校ごとにはネットパトロールもされていると聞きますが、大きな計画の中でも何らかの方向性は出さないといけないのではと思います。携帯電話の使い方自体も進化が激しく、今の子どもたちは年中離さず持っています。それが良いか悪いかは別として、そのくらい子どもたちの中に密着して使われている情報機器、あるいはコミュニケーションのツールですので、その携帯電話を介してネット空間の中でいじめられることもあるわけですから、何か記述があってもいいのではないかなと思います。

【議長】

携帯電話との賢い付き合い方をどのように子どもたちと共有していくのかということだと思いますが、御意見としてお受けするということでもよろしいでしょうか。

【県民生活・文化課】

ネットのいじめだけではありませんが、ネット被害防止対策ということで、後ほど御説明いたしますが、県民生活・文化課で、県内全ての中学・高校計 632 校を対象に、ネットパトロールを実施しています。その中で、特に問題のある書き込み（個人情報や誹謗中傷、暴力などの問題行為）を発見した場合は、教育委員会や、私立学校だと学事課を通じて各学校へ連絡しています。そして学校から

生徒へ、書き込みを削除するように等の指導をしてもらいます。また、インターネットの適正利用に関する啓発講演も行っております。各学校や関係機関の要請に応じて、児童、生徒、保護者や学校関係者を対象に講演会を実施しております。昨年度は54回職員を派遣し、約1万5千人の方に御参加いただいたところです。

また、非行防止リーフレットを作成し、従来から新中学生、新高校生全員を対象に約6万部を4月の入学時に配布しています。その中にも、インターネットの適正利用について注意喚起を掲載しています。また、ネット利用の低年齢化もありますので、今年度から小学5年生の保護者についても、夏休み前にリーフレットを配布し、児童生徒のインターネットの適正利用に努めているところです。

【議長】

そうした試みが県民の方々に見えるようにしてほしいという御意見だと思いますので、担当課も含めて引き取っていただければと思います。

続きまして、事業番号40「キャリア教育推進事業」について担当課から願います。

【生涯学習課】

最初に事業の概要を説明させていただきます。

まず、「夢チャレンジ体験スクール」ですが、県内の企業や大学等と連携を図り、子どもたちが、就業体験や科学技術体験等の機会を通して、職業に必要な資質や能力等について学ぶとともに、職業に対する夢を育むことを目的として、夏休みに実施する事業です。今年度は40の企業や大学、研究機関等で講座を実施し、約900名の参加がありました。講座の一部を紹介すると、市川市にある県立産業科学館では、工作を通してアニメーションの仕組みを学んだり、松戸市にあるマツモトキヨシでは、薬剤師の体験を通して薬の理解を深めたり、成田市にある成田空港株式会社では、税関業務や様々な空港業務の体験や見学をしたりするなど各講座で様々な体験プログラムを実施しました。

続いて、「子ども参観日」ですが、就労感・職業感を身に付けるため、親や大人の働く姿に実際に接することができる「子ども参観日」を企業や自治体等に取組んでもらえるよう「子ども参観日キャンペーン」を実施する取組です。今年度は7月時点で前年度から4団体増え、30団体81事業所に御協力いただいております。参観日を実施する企業等については、金融業、サービス業、医療・福祉関係、食品関係など多岐に渡っており、職場体験や施設見学の他、名刺交換、パン作り、電話マナーや車いす介助体験など様々な職業体験をそれぞれの企業等の特色を活かして取り組んでいただいております。また、県庁においても7月26日に「子ども参観日」を実施し、54名の参加があり、知事との懇談や庁舎内の見学、それぞれの職場で、実際に親や大人の働く姿に接することができました。

それでは、委員の御意見への回答をさせていただきます。まず、夢チャレンジ体験スクールの応募についてですが、まず、昨年度からホームページにツイッターを開設しました。県民だよりや各広報紙や応募チラシ等でツイッターの存在を周知し、ツイッターでは定期的に講座の様子を伝え、本事業の広報を行いました。また、応募チラシを各学校に送付する際は、送付文に応募チラシの活用方法の具体を明記し、各地域からの応募の増加に努めました。その結果、今年度は全市町村から応募があり、取組の成果が出ていると思われまます。今後もよりよい周知の方法を検討し、応募の増加に努めてまいります。

続いて「子ども参観日キャンペーン」についてですが、登録いただける企業を探すのに、苦労しているかと思われるという御意見をいただいております。このことについては、今年度から商工労働部経済政策課が開始した、中小企業の魅力発信、中学校、高等学校における職場体験を受け入れる県内中小企業・小規模事業者などを紹介する取組と連携を図り、情報収集及び教育CSRの周知を行い、登録いただける企業等の増加に努めてまいります。

以上が意見に対する回答となります。

【議長】

ありがとうございます。ただいまの御回答等踏まえまして、委員の皆様から御意見等ありますでしょうか。

【委員】

二つありまして、小学生とかであれば、自分の町、村周辺の商店街などそういったところでも職業体験というものをして、働くということについて色々と知ることができ、効果があると思います。ただ、高校生になると、どちらかというやはり受け入れ先も限られていて、大きな企業でないとなかなか受け入れられないですね。大企業といっても、県内の大きな企業や全国企業の支店や工場など、そういうところになると思いますが、ただ、逆に県内でも中小企業への新しい労働力の確保は大変難しくなっていて、中小企業での就労というものを県内の子どもたちも十分に受け止めていないというのが、いつも経済団体の話として聞かれるものです。今後の方向性として、商工労働部と連携して、中小企業・小規模事業所ともそういった連携をしていくということなので、ぜひ強力で推進していただきたいと思います。

それからもう一点は、就労というと、そこに属してお金を稼ぐ、経済的に自立する、というような目標があると思いますが、やはりこれからの時代、NPO等の非営利団体で働くという選択肢も出てくると思います。そういったところも少し視野に入れた方がいいのではと思いました。

【議長】

貴重な御意見をありがとうございました。現時点で担当課から何か御回答はありますでしょうか。

【生涯学習課】

委員の方からいただいた意見を持ち帰り、特にNPOなどの非営利団体は、我々の視点に無いものだったので、是非それを加えて、御協力いただける団体を増やしていければと思います。

【議長】

それでは、次に進みます。事業番号 51「子ども・若者育成支援推進事業」について担当課からお願いします。

【県民生活・文化課】

配布資料の事業評価シート事業番号 51-1 を御覧ください。子ども・若者育成推進事業（協議会）分について御説明いたします。

事業内容を簡単に申し上げますが、ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者に対して、効果的かつ円滑な支援を実施するため、「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、各機関の取組の情報交換や支援の充実に向けた検討を行うものです。直近の決算額は、平成 30 年度は 141 千円で、全て財源は県の一般会計です。

事業の実績評価等ですが、(1) 事業の実施結果を御覧ください。代表者会議など会議を開催したほか、平成 27 年に初版を作成した相談・支援機関情報冊子である「困難を有する子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック（通称セレクトシステム）」を改訂しました。また、アウトリーチ（訪問）型支援の実践状況の把握のため、県内機関や先進地域である佐賀県へ視察を行いました。この視察につきましても、年度初めに当課でも検討をしていたところ、昨年度の青少年問題協議会の場で委員の方から御意見を賜りまして、そういったことも後押しとなり、実現したものでございます。視察結果につきましても、こちらの協議会の年度末の代表者会議におきまして、協議会構成員へ情報共有をいたしました。今後の協議会や県の総合相談センターのあり方について参考にしていきたいと思っております。

続きまして二つ目ですが、人材育成研修では、NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば平田副理事長による「不登校・ひきこもりの理解と支援～アウトリーチを行う際のポイント～」をテーマとした講演や、県の子どもと親のサポートセンターの不登校対策支援チーム等の取組紹介を行いました。事業の成果としましては、簡単ではございますが、ガイドブックの改訂により、支援体制の充実を図りました。人材育成研修では、66 名の関係機関や市町村等の方に参加いただ

きました。3 事業の課題・問題点、今後の方向性等についてですが、今年度の同協議会では、第3次千葉県青少年総合プランの方策「ライトハウスちば」との連携強化や、同協議会のあり方について検討する予定です。こちらについてですが、委員の御意見の中に、ヤングケアラーの事態把握等も今後は必要になってくると思う、との御意見を賜りました。これにつきまして、配布資料（参考）に回答を記載させていただきましたが、ヤングケアラーにつきましては、関係部局と連携して対応していく必要があると考えます。

51-1の事業についての説明は以上となりますが、続けて51-2の事業につきましても、説明をさせていただきます。

子ども・若者育成支援推進事業（総合相談センター）について説明いたします。事業内容欄を御覧ください。千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」を運営し、ニート・ひきこもり・不登校など子ども・若者（概ね39歳まで）及びその家族等からの様々な悩みを、専門の相談員が聞き、助言や必要な情報の提供、適切な支援機関の紹介を行います。直近の決算額ですが、平成30年度は15,606千円の県単です。

事業の実施結果につきましては、1年間で1,079件の相談に対応いたしました。うち241件が面接相談でした。また、広報用のポスターやリーフレットの配布をいたしました。事業の成果につきましては、面接相談の対応件数が微増いたしました。また、そのほかにも、保護者向け勉強会や、関係機関向け連携会議などを行っております。

事業の課題・問題点、今後の方向性等についてですが、電話相談及び面接相談につきまして、保護者向けの説明を効果的に実施するとともに、保護者向けの勉強会や、関係機関向けの連携会議などを引き続き実施し、子ども・若者が新たな一歩を確実に踏み出せるよう支援を続けることとしております。こちらについての委員の方からの御意見ですが、「ライトハウスちば」については、存じていただいているようですが、千葉には多様なNPO法人が活躍しているので、それらをまとめる連絡会のようなものは作れないか、という御意見を賜りました。こちらについての回答ですが、県内で子ども・若者の支援を行っている主なNPOについては、県子ども・若者支援協議会へ加入いただいているところです。また、平成30年度に改定した「困難を有する子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック」には、机上にお配りしておりますが、119ページ以降に、協議会に入っていない民間支援団体につきましても支援業務に役立つように、幅広く掲載しているところです。

【議長】

ありがとうございます。二つまとめて説明していただきましたが、ただいまの御説明と御回答について御意見等ありますでしょうか。

民間の支援団体をまとめていただいたのは初めての試みですか。

【県民生活・文化課】

お配りしておりますセレクトシステムという冊子には、初版のときから掲載をしておりました。市町村から推薦をいただいた団体のうちで、こちらから原稿の投げかけをした団体で返していただいた方に限定して商業的な広告とらないようにしながら掲載しているものです。

【委員】

事業の51-1「子ども・若者育成支援推進事業」ですが、30年度の予算額が275千円と、予算自体も少ないが、さらに決算額はもっと少なくなっています。色々書いていただいたが、実際にどれだけのことができたのかなど。事業そのものが良い悪いというわけではなく、やっていただかないといけないことだとは思いますが、あえて独立した事業として項目立てすべきなのか、他の部分と一緒に実施されたほうがよろしいのではないのかなと思います。令和元年度も同じ当初予算額ですが、これからこの事業自体にこの先どのような展望があるのか、この予算額からは見えないので、どこかに集約したほうが良いのではないかという気がしました。

【議長】

できれば、予算額と決算額に乖離が出た理由と併せて御説明をいただければと思います。

【県民生活・文化課】

まず、こちらの予算額につきましては、本協議会の運営に要する経費ということで、予算を計上しているものです。代表者会議1回、担当者会議3回分を計上しておりまして、会議は予定通り開催していますが、委員の皆様のお欠席や、担当者会議については、委員の皆様全員ではなく、セレクトシステム改訂に該当する委員の皆様を対象に開催したため、執行残となっている状況です。

【議長】

あえて事業を分けないといけない理由についてはいかがですか。

【県民生活・文化課】

子ども・若者支援協議会と子ども・若者総合相談センターですが、子ども若者育成支援推進法に基づき、それぞれ行っている事業として、根拠条文が違うということもあり二つを別の事業としてカウントしておりますが、もちろん関係が深い事業でございまして、協議会の中での検討内容が総合相談センターの運営に反映されているなど、お互いに連携をとりながら、実施しているものです。予算額

だけを見ますと、一緒にしてしまっても良いものなのかもしれませんが、それについては今後検討させていただきたいと思います。

【議長】

個別に立てていた方が評価が見えやすいということもあろうかと思しますので、併せて検討いただければと思います。

では、次の事業番号 55「不登校対策推進校の指定」に進みます。御担当課から御説明をお願いいたします。

【児童生徒課】

当事業ですが、学校内に不登校児童生徒支援教室を設置し、実践的な活動などを通して不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的とし、児童生徒支援（不登校）加配教員 1 名を推進校に配置しております。なお、昨年度は中学校 124 校、小学校 1 校、今年度は、中学校 123 校、小学校 2 校で指定しております。

御意見のあったことについてですが、まず、教育機会確保法の趣旨に則り、フリースクール等との効果的連携にも目を向けるべきではないか、という御意見にお答えします。フリースクール等とは、平成 29 年度より年に 4 回程度情報交換の場を設け、連携を図っています。また、今年度はフリースクール等も参加してもらった上で、不登校児童生徒を対象とした相談会を開催する計画をしています。

次に、不登校の原因が学校・学級にある場合、他校への転校という手段はできないか、という御意見についての回答ですが、不登校児童生徒、保護者と学校及び市町村教育委員会が協議し、転校等の措置をとられることもあります。

次に、不登校対策推進校 125 校はどのような理由・方法により選定したのか、という御質問にお答えいたします。毎年、不登校児童生徒数、不登校率、不登校児童生徒への支援の取組等を検討し、関係各課と協議した上で学校を選定しています。

最後に、不登校である児童生徒が、不登校が解決しないまま中学生、高校生になるケースはあるのか、ある場合、その進学した学校との連携はあるのか、という御質問にお答えいたします。小中学校在籍中に不登校が解決できずに進学するケースはあります。しかし、情報交換などの連携を取ることで、進学先の新しい環境で、不登校が解消できたケースなどもあります。

【議長】

ありがとうございます。委員の皆様方から御意見、御質問等ありますでしょうか。

【委員】

不登校の児童生徒というのは、学校に来るまでが一番大変で、行こうと思って出かけてもたどり着かずに戻ってきてしまいます。この事業の成果は、学校へ行きついた後の内容だと思いますが、これだけ不登校のお子さんが増え続けている現状で、私も実際面接をされていて学校に行ってしまうばなんともないという不登校の生徒さんがいらっしやいますが、家から出してあげる、学校に連れてきてあげるというような支援ができないものかなと強く感じています。

【議長】

ひとつ前の事業とも関連があるかと思いますが、まず学校へ来る前の時点で、何か担当課で行っていることがあればお願いします。

【児童生徒課】

不登校になる理由というのはいろいろあるかと思いますが、その中で家庭内での課題等もあると思うので、本県としては、スクールソーシャルワーカーを活用することを学校にも推進しております。実際にスクールソーシャルワーカーが関わった事例として、経済的に困窮している家庭の不登校生徒に対し、一緒に市役所・区役所へ行き、手続きの手伝いをし、不登校が改善したという事例があります。

【委員】

そうなると、ヤングケアラーの問題とも関係してくると思います。福祉と教育が一緒に活動しないと、不登校は、学校に行きたくないというお子さんの主体的な、自分の気持ちで行かないということもあろうかと思いますが、子育ての困難といえますか、保護者へのフォローをしなければヤングケアラーというものはなくなれないと思いますので、「どういう理由で学校に来られないのか」というところは、横断的な関係機関・部署でぜひ今後、数が把握できればいいという問題ではなくて、その一歩先まで踏み込んでいただくことを強く期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長】

教育と福祉の分野の実質的な連携というのをぜひ進めていただきたいということ、今スクールソーシャルワーカーの話が出ましたが、それを一つの足掛かりとして進めていただきたいというような御意見だったかと思います。

私の方から二点、御回答がなくても結構ですが、委員の御意見の3番目の選定理由や方法について、関係各課と調整の上決定しているという御回答だったかと思いますが、ここの部分について、きちんと適切な方法で選定しているのだと思います、限られた貴重な人材ですので、ぜひそのターゲティングがしっかりと合

理的で、まさにこの学校に必要なだということに配置をしていただきたいと思います。もう一点が、こちらは通常の定数の加配ですよね。県の単独で県の施策で単費でつけているというものではないので、もし力を入れるのであれば、お一人でもお二人でも県の単費でこういった問題解決に特化した先生が配置されるような方向性を模索していただきたいなと思います。

それでは次の事業に移りますが、先程上條委員の御意見からもありましたとおり、事業ごとがお互いに連携・関連していて連動していますので、前の事業に戻っていただいて連動している部分について御意見をいただいても結構ですし、そのようにお願いできればと思います。次もまさに連動している部分だとは思いますが、事業番号 101「市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業」について、御説明と御回答をお願いいたします。

【児童家庭課】

この事業は、市町村の要対協の機能強化を図るため、県から市町村へ専門のアドバイザーを派遣し、助言・指導を行います。要対協は、平成 16 年の児童福祉法の改正により、市町村に要保護児童対策地域協議会（これを訳して要対協と言いますが）を設置することが法的に位置づけられました。この要対協の導入により、児童虐待に関する情報は基本的に市町村を一元化し、市町村の要対協内の各会議、代表者会議、実務者会議、個別支援会議と三層構造になっておりますが、こういったもので関係機関が役割分担を行って連携し、対応していくというシステムが出来上がりました。また、児童虐待の通告先も、一義的には市町村の児童家庭相談担当部署が担い、児童相談所は市町村の後方支援や、より専門的援助を必要とするケースに注力する位置づけになってきております。しかし、市町村では専門職の確保が難しいという実情がありますので、この課題に対応するために、県が専門的なアドバイザーを派遣する事業を立ち上げました。

具体的な事業の流れは、市町村から要請を受け、市町村の目的や要望に合わせて県が専門家を調整・依頼し派遣しております。費用については県で負担しております。

昨今の助言・指導の主な内容としましては、要対協の実効性を高めるため要対協の意義やあり方、進行管理等に対しての助言・指導、あるいは要対協の実務者が実践的なリスクアセスメントができるようになるための助言・指導、実際の虐待事例に対する個別支援計画に対しての助言・指導などが多く挙げられています。

昨年度の実績は、16 市町村に県から専門家を派遣しています。また、この事業のもともとの目的として、要対協の設置を全市町村に推進していくというものもありました。これについては、昨年度末にようやく県内 54 全ての市町村に設置されたところです。

今回委員の方から御意見いただいた内容としましては、児童虐待対応専門委員

の活用が少ないのではないかという御意見でした。児童虐待対応専門委員というのは、主に児童虐待等の事例に関して、各分野の専門的な視点から児童相談所職員への助言・指導に当たっていただく方々で、登録制をとっております。こういったアドバイザー派遣事業においても登録の委員の先生方を中心をお願いしているところですが、御意見をいただいたとおり、昨年度は16市町村に派遣したうち専門員の先生をお願いしたのが8市町村で約半数です。極力県の方でも登録の先生に派遣を依頼したいところですが、市町村の要望に基づき専門家を選出しているため、要望の内容や依頼の時期等により、なかなかマッチングが難しいところではあります。今後については、様々な内容を要対協で取り組んでいただき、それに合わせた専門家を派遣するための人材発掘を引き続きしていくほか、昨年度よりもこの制度を活用していただけるように周知をしていきたいと考えています。

【議長】

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見等お願いします。

【委員】

このアドバイザーというのは、何名くらいいらっしゃるのかということと、16市町村の内訳を教えてください。

【児童家庭課】

県には、先程申し上げた児童虐待対応専門委員と児童虐待対応法律アドバイザー、児童虐待対応協力医師・歯科医師といった専門家の方々は登録制をとっていますが、市町村の機能強化のためのアドバイザーというのは原則登録制をとっておりません。この（児童虐待対応専門委員等に）登録をされている先生方から選任している場合もありますし、市町村からぜひこの先生をお願いしたいなどのリクエストがある場合は、その先生と間を調整し、内容が適任であるか精査して依頼するという形をとっておりますので、このアドバイザーの人数というのはお答えできないところです。昨年度の16件の市町村の内訳ですが、だいたい、大規模な市や逆に小規模な町や村というよりも、どちらかというと中堅的な市から依頼があることが多いという印象です。先程、要対協には三層構造がございますという説明をさせていただきましたが、昨年度、代表者会議に要請があったのが6件、実務者会議に要請があったのが5件、個別支援会議に要請があったのが5件となっております。個別支援会議は、いわゆる事例検討会という会議になっておりますので、より事例に密着したケース会議になることが多いです。

【委員】

アドバイザーの依頼先というのは、どのような基準になっているのですか。

【児童家庭課】

明確な基準等はありませんが、これまでの実績と専門家(弁護士や小児科医師、精神科医師、学識経験者、児童相談所の職員など)の先生の実績に合わせて、市町村の目的等をすり合わせてマッチングし、御紹介しているところなので、正直、これまで実績のある先生だと、県の方もどのようなお話をさせていただけるか内容が分かるので、そういった実績を含めた派遣になることが多いです。

【委員】

ありがとうございます。実は私は県の児童虐待対応専門委員になっており、そういうこともあってお聞きしましたが、これだけ一時保護した後に亡くなるお子さんの話が出ている中で、やはり明確にどういった基準でその人が出席したとか、専門家としてのガイドラインのようなものを作らないといけないと思います。また、私も要対協に出ていましたのでどういう会議なのかはよくわかりますが、本当に求められているケースごとの連携や対応に関して、はっきりと意見を言って下さる方をアドバイザーとして派遣しなければ、また同じことが繰り返されるのではないかと思います。オファーによって派遣される方が異なるのはもちろんわかりますが、ではなぜその方が派遣されたのか、何かが起こってからそういったことにならないように、ある程度決めておいた方がいいのではという意見です。

【議長】

ありがとうございます。問題解決力を高めると同時に機動力も高めるためには、今のような御意見が非常に重要だと思いますので、引き取っていただければと思います。現時点で何か御回答ありますでしょうか。

【児童家庭課】

ありがとうございます。御意見を所属へ持ち帰らせていただきたいと思います。

【議長】

他にいかがですか。

【委員】

専門家と書かれていますが、児童虐待の専門家はいったい誰なのかというところが、この何年間かずっと仕事をしていて疑問に思うところで、児童虐待は、色々な要因が重なって結局起きているので、どこに専門家がいるのかがわかりにくいような気がしています。それでそのたびにお医者さんや弁護士さんなどが派遣されるということですが、色々な虐待が起きている中で、要対協で協議されたような対象の子どもたちの問題というのを全て集約して、なぜそれが起きてい

るのか、どこに問題があるのかというのをまとめ、それを共有して対策を考えるというのが児童虐待の専門家ではないのかと思いますが、そういった実際に起きていることから、最終的に対策を考えた人たちの集まりというのは今のところまだ作られていないのでしょうか。毎回、専門家をどこかから探して、アドバイスを求めるのではなく、今まで起きたことを集約して色々なことを把握している方がアドバイスされたほうが対策として具体的でいいのではと思うのですが。

【議長】

専門家はこういう人だというよりも、御経験を積んでいる方をリストのような形でお持ちになっていて、ではこのケースであれば常にこの方というようなやり方をしたらいいのではという、毎回ケースごとにどなたか専門家を探すのではなくてということですね。現状、それに近い形を模索されているのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

【児童家庭課】

御指摘のとおり、そもそも「市町村児童虐待防止ネットワーク事業」というのは、法律の改正で児童虐待の通告先が市町村になったことの年数も浅く、要対協をどのように運営していったらいいのかなど、そういった基本的な部分が市町村によってはまだまだ不慣れであるというところもあるので、まず基本的なネットワークの作り方や要対協の持ち方など、そういったところのアドバイスも含めてやっている事業ではございます。県から、死亡事例検証委員会の委員を担っていただいている先生方を派遣させていただいたりしていますが、事例に即したのもそうですが、その前の段階のネットワーク作りなどそういったものをテーマにしているので、今日御助言いただいたように、事例に即したアドバイス、より専門的な事案の関わりに関しては、専門家というのをきちんと明記して派遣する形をとっていく必要があると考えますので、これについても持ち帰り考えさせていただきます。

【議長】

ネットワーク作りをした後の更に最終的な目的の部分について、御意見をいただいたかと思しますので、そのあたりを見据えながら引き取っていただければと思います。

最後の事業になります、事業番号 109「青少年相談員設置事業」について、説明をお願いいたします。

【県民生活・文化課】

事業の概要について簡単に説明させていただきます。青少年相談員については、地域社会における青少年健全育成の積極的な推進を図るため、昭和 38 年 10 月

に設置された制度です。活動内容につきましては、スポーツや野外活動を通じた青少年のための体験活動の企画運営、青少年団体と連携した活動、地域のパトロール等の安全・防犯・非行防止活動、青少年のための社会環境浄化活動を行っています。青少年相談員につきましては、市町村の推薦を受け知事が委嘱しており、4月1日現在で4,000名以上が活動しています。

事業の実施結果としましては、それぞれスポーツ活動やキャンプ等を行う「つどい大会」を県内各11地域で開催しております。昨年度は、青少年が1,411名、相談員が755名参加しました。また、各市町村での青少年相談員の活動については、合計で166,324名の青少年が参加したと報告を受けています。なお、青少年相談員の資質向上のための研修会「課題研修会」を毎年行っており、昨年度は587名の青少年相談員が参加しています。そして、3年に1回ですが昨年度「全体研修会」を開催し、県内各地の青少年相談員の皆さんに集まっていただき、151名が参加しました。県内各地様々な活動がありますので、この活動をまとめた「ふれあい情報ひろば」という活動事例集を配布しています。

事業の課題・問題点については、やはり、青少年の人口、学校の数が減ってきていること、そういったこともあり、地域によっては青少年相談員の担い手がなかなか見つからない地域もあることです。今後、そのような課題も含めて市町村や地区、県の連絡協議会で話し合いを進めていきたいと思っております。

委員の方から御意見をいただいたことに回答させていただきます。まず、①それぞれの地域で色々な活動が行われているが、やはり、青少年の参加者を募る部分で苦労していると思われる、という御意見をいただきました。委員の方には、川村委員はもちろんですが、青少年相談員として活動していただいている委員の方もいらっしゃると思います。御協力いただきありがとうございます。こちらの意見につきましては、例えば青少年相談員が直接学校に赴き、キャンプやイベントのアピールをしたり、あるいは昨今、安全面や熱中症などいろいろな環境面からのリスクもありますので、そういったものを避けながら、家庭から安心して送り出していただけるような魅力あるイベントを作りたいと情報共有をしたりしています。それから、②青少年相談員は相談業務をしていないのではないか、ネーミングを変更してはどうかという御意見をいただきました。こちらについては、先程申し上げたとおり昭和38年の10月からこの名前で活動しており、3年ごとに青少年相談員のあり方については検討しておりますが、この中でも名称についての御意見を伺っているところですが、平成29年度に調査したところ、80%の方から現状のままで良いという回答があったことから、今年度から第20期の活動が始まっておりますが、20期は現状の「青少年相談員」という名称のままということになりました。例えば、愛称のようなものについては、各市町村で呼びやすい名前と呼んでいただく分には問題ないと、前期のあり方検討委員会の中で話がありましたので報告させていただきます。以上です。

【議長】

ありがとうございます。ただいまの御説明について、御意見等ありますでしょうか。川村委員、何か補足等ございますか。

【委員】

私が活動している団体ですので、少し補足をさせていただきます。まず、ネーミングですが、私も県連に10年程前からおりますが、每期このネーミングの話が出ます。ですがやはり、50年以上前からこの名前を使っているので今更変えられないと、毎回そこで落ち着くので、来期からはこの話はやめようとなりました。相談業務を行っていないという話ですが、私が知っている限りでは1市、相談箱を設けているところがあります。白井市ですが、相談の内容を聞いたところ、何件かありましたが、「どうしたら速く走れるようになりますか」など、生臭いものではなく、気持ちが良いような相談だとのこと。我々は専門員ではないので、へたに相談を受けて回答するのは難しいのではないかと、というような話合いをしたこともあります。もし、相談を受けた場合にはそれなりの窓口等を紹介することと、各市町村でよく専門誌を作っていますが、その広報紙の中に「こういった相談はここへ」というような情報を提供していく形をとっています。

あと、ここに3年間の青少年の行事への参加者数が出ていますが、我々の行事はどちらかというと人数を制約した形の行事が多いです。ですから、キャンプをやるにしても500人、600人来られてしまうと、当然泊まる所もないですし、テントの数もありません。私は印西市で活動していますが、100~120名くらいを募集するような形をとらせていただき行事を行っています。ですから参加者が極端に増えるということはありません。行事のマンネリ化を防ぐために、他市町村の行事の視察に行き、自分たちで1から考えるのではなく、既にあるものから良いものを教えてもらい、自分たちの行事に取り入れていくようなそういった研修も行っています。また、これは数年前から行ってありますが、結構効果が出ているもので、最後に活動の発表をするのですが、何もやっていない地区は発表するものはありません。ですから、そうすると発表題材がない地区は少し気まずくなり、翌年は意地になってやってくれるというような感じで、活発化に関しては効果が出ているという印象です。

あとは、やはり問題になっているのは、青少年相談員の担い手がいないことです。社会を見ていると、昔は集落や地域の単位で物事を考えて動くというのが多く、最近では家族単位で物事を決めることが多いですから、こういった地域のボランティアというのはなかなか目に留まらず、やろうという気もなかなか見受けられないというのが現状です。その中で担い手を探すというのが苦勞しています。

【議長】

ありがとうございます。実際に担っていただいている方のお話を伺い、イメージも膨らんで理解も深まったかと思います。

【委員】

私は船橋市ですが、年齢的な面で相談員にはなっていませんが、本当に担い手がないというのが現状です。相談員の場合は、今は 55 歳が定年になり、以前よりだいぶ上がってきてはいますが、定年制というのを廃止してもいいのではないかと思います。私は 12 年間、スポーツ推進員をしていましたが、あれは定年がなく、どちらかというとりタイアした人が活動していることが多いです。相談員さんも年齢的な面で担い手がないのではと思いますが、年齢についてどう考えているのか伺いたいです。あと、ネーミングですが、体育指導員もスポーツ推進員に名前を変えましたが、体育指導員は体育を教えるという意味ではなく、スポーツをしましよと盛り上げていくような役目が多いため名前を変えたのですが、青少年相談員という名前についても、物事の相談ばかりかなと印象を持たれてしまうのではと感じています。

【委員】

年齢ですけども、実は前期に 55 歳まで引き上げたばかりです。一応県の年齢制限としては 20 歳から 55 歳という形をとりました。年齢を変えた理由は、千葉県の過疎地域から、若い人がいないため年齢を引き上げていただかないと難しいという声があったこと、逆に都市部のほうでは大学生などを誘ってボランティアを一緒にやった時に、相談員をやる気があっても、年齢が 25 歳からだったのでお願いできないことがあったためです。そうした声もあり、県では、20 歳から 55 歳と決めさせていただいて、市町村の方ではその範囲内であれば自由に決めていただいて良いというようにしています。船橋市さんは、たしか 48 歳くらいの制限でやられていたと思います。また、相談員の事業は子どもたちと一緒に動くことが多いです。私も今年で 54 歳になりますが、少しキツイかなという感じです。来月、私たちの行事でも、東京タワーを階段で登ろうという行事があり、子どもたちを何十人か連れて行きますが、速い子どもは 600 段の階段を 3 分半くらいで上まで登ります。とてもじゃないですがついていけません。私は、エレベーターで上がりますが、子どもたちは上がってそのまま降りるくらいの元気があり、これには高齢になってくるとついていけないのではないかなと感じております。

ネーミングについては、やはり、54 年くらい前にできた団体ですから、私の父も活動しており、親子 2 世代で入っていた方も多いです。相談員という名前が根付いていて、もう変更するという話はなしにしようとなりましたので、名前はこのままでいかせていただければと思います。

【議長】

ありがとうございます。最後にどの事業でも構いませんので、関連する部分も含めて全体で御意見等ありましたらお願いします。

【委員】

先程の不登校のところで、これからの方針のようなものをお話しただけならばと思ひまして、教育機会確保法の第 13 条には、不登校は休養であると、それから文科省の通知では、登校を促してはいけないとまでは書いていませんが、そういったふうにとれてしまうおそれと申しますか、学校がそのようにとってはいけませんというような表現もあるわけです。その中で私も他の委員の方の意見にあったとおり、フリースクールや様々な機関との連携がとても大事だと思ひています。それを進める一方で、やはり学校が特にそうですが、今回の法と通知の、決して過ちのないように。一度 1992 年の通知では、学校は何もしなくて良いのだと、放っておくわけではないが見守りましょうと、ですが「見守る＝放っておく」ということが非常に問題になりましたので、そのあたりの周知徹底というのをお願いしたいと思ひます。

【議長】

今後の方向性として御意見をいただきましたが、他にいかがでしょうか。

【委員】

最初に出た、学習指導課の道徳教育の件ですが、これは本当に今の子どもたちに必要なことだと思ひます。この中で今回 30 年度は、幼稚園 1 校と小学校 9 校…というように指定して勉強会をやったとのことですが、それは子どもたちに対しての教育でしょうか。子どもたちもちろん大事ですが、その親が一番大事だと思ひます。子どもに道徳を教えても、家に帰って親からこれは違うと言われてしまうと何もならないと思ひるので、もし勉強するなら親も交えて一緒にする機会があってもいいのではと思ひますがいかがでしょうか。

【議長】

委員の御意見はまとめて伺ひまして、最後に一括して質問にお答えいただければと思ひます。上條委員お願いします。

【委員】

私からお願いですが、会議をやっただけで満足しないでほしいということです。先程の児童虐待の派遣もそうですが、会議を開催するだけでは、現場に密着しないような感じがしますので、市町村の担当者の方たちも、積極的に県へアドバイザー支援を要求するような志向を変えていただきたいと思ひます。子どもが主体の

私たち大人なわけですから、子どもが主になった時に何が必要なのかという視点で、会議を開催するだけでなく、考えていただきたいと思います。

【議長】

それでは、学習指導課、児童家庭課からそれぞれ御回答ありましたらお願いいたします。

【学習指導課】

研究校におきましては、授業公開ということで保護者の方にも公開し、そのあとは一緒に話し合いを持ったりすることもあります。また、学校によっては、学習参観ということで、保護者が授業を見た後、保護者会で授業のことを話題にしているところもあるようです。そのような学校を広げていければと考えています。

【児童家庭課】

御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、県としても市町村の力をつけていただくためにアドバイザーを派遣しているので、会議を開催して終わりでは、本来の目的は達成できません。今のお話に関して、十分事業の周知を図りながら、そもそもの目的を市町村の担当の方、あるいはその上司の方に理解していただけるような形をとっていきたいと考えています。

【議長】

まだまだ委員の皆様ご意見があると思いますが、ひとまず意見交換は以上とさせていただきます。各担当課におかれましては委員の方の御意見を参考にしていただき、今後の事業展開にぜひ反映させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

～ 報告事項 ～

【議長】

続きまして、報告事項に移ります。青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）についてお願いします。

【県民生活・文化課】

青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）について御説明いたします。資料3をご覧ください。県では青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを防止するため、青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施しています。

実施方法について、県民生活・文化課にネット監視員2名を配置し、県内の

原則全ての中学校・高等学校・特別支援学校等、632校を対象に生徒が行っているSNSなどについて監視を行っています。なお、平成28年度からは、一部の小学校について試験的に監視を行っています。

監視により発見された問題ある書き込みに関しては、内容により危険度をレベル1からレベル3に分類しています。レベル2、レベル3に該当するものは特に問題のある書き込みとしています。

次に、問題ある書き込みを見つけた場合の措置について御説明いたします。青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)のフロー図を併せてご覧ください。レベル2、レベル3に該当する特に問題のある書き込みを発見した場合には、教育委員会などに個別に情報提供を行い、削除を含めた生徒への指導を依頼しております。なお、自殺、ネットいじめ、事件性の高いものについては、教育委員会などに対して個別に情報提供を行うほか、学校や警察などに直接通報を行い、関係機関と早急な対応を行っております。また、毎月ネットパトロールの結果と情報を教育委員会等に情報提供し、教員の研修や生徒への指導に役立てるなど、インターネットの安全利用について啓発を実施しております。

次に、平成30年度の実施結果について御説明いたします。平成30年度は、中学校・高等学校・特別支援学校、632校のほか、一部の小学校延べ120校についても、ネットパトロールの対象といたしました。なお、小学校においては、前年度同様、問題のある書き込みはありませんでした。

実施の状況について、問題ある書き込みについては4,317人となっており、その内訳はレベル1が4,012人、レベル2が304人、レベル3が1人となっています。レベル2、レベル3に該当する特に問題のある書き込みを行った305人による402件の書き込み内容の内訳については、自分自身の詳細な個人情報の公開が200件、他人の個人情報の公開が74件、個人を特定した誹謗・中傷が12件、暴力・問題行動が55件、わいせつ表現が48件、その他が13件となっています。問題のある書き込みの男女別の人数ですが、男子が2,051人、女子が2,262人となっています。学年別につきましては、中学校1年生が14人、中学校2年生が131人、中学校3年生が407人、高校1年生が1,293人、高校2年生が1,490人、高校3年生が976人、不明が6人となっています。

特に問題のある書き込みの主な事例については、資料に記載しております。

平成30年度の特徴について、特に問題のある書き込みをした人数は、26年度以降、5年連続で減少しています。平成30年度は刑事事件、自殺に係るレベル3の書き込みは1件となりました。これまでは、女子による書き込みの割合が多くなっていましたが、男子の占める割合が増加しています。また、いじめにつながる誹謗・中傷や、拡散・炎上につながる暴力・問題行動などの発見は少ない件数で推移いたしました。

インターネットの適正利用についての普及啓発についてですが、インターネットの適正利用について啓発を行うため、学校、関係機関の要請に応じ、児童生徒、

保護者、学校関係者等を対象とする講演会において、職員を派遣し講演を実施しています。また、県ではネットパトロールの実施を学校や市町村にも働きかけ、地域でも見守る体制の構築に努めています。以上で終わります。

【議長】

ありがとうございました。ただ今の報告事項に関して、委員の皆様から御意見や御質問があればお願いいたします。

全体的に減少傾向にあるということですが、地下に潜っているようなものもありますので、たちごっこのようになってしまいますが、見えなくなっている部分についても、目くばせをしていただき、継続的に子どもたちを守っていただければと思います。

では、御意見、御質問がないようですので、以上で報告事項を終わりいたします。

～ その他 ～

【議長】

その他について何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、その他意見、御質問はないようですので、事務局にお返しします。皆様、御協力、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

【司会】

貞廣会長、出席者の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。

以上をもちまして、「令和元年度第1回千葉県青少年問題協議会」を閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。

令和元年9月3日

千葉県青少年問題協議会